

法務省民商第806号

平成23年3月29日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについて（依命通知）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（平成23年法務省令第5号）の施行に伴う商業・法人登記事務及び動産・債権譲渡登記事務の取扱いについては、本日付け法務省民商第805号民事局長通達（以下「通達」という。）が発出されたところですが、通達の運用に当たっては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

#### 記

#### 1 証明書を交付する場合の取扱い

##### (1) 商業・法人登記の登記事項証明書又は動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書

電子情報処理組織を使用する方法によってする商業・法人登記の登記事項証明書又は動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書若しくは概要記録事項証明書の交付の請求があった場合において、受取先として指定された登記所（以下「受取先登記所」という。）で証明書の交付をするときは、証明書の交付を受けようとする者（以下「受取人」という。）が提出する法務大臣の定める書面（証明書の交付を受ける者の氏名及び住所、申請番号並びに証明書の合計の請求通数が記載された書面をいう。以下「提出書面」という。）の記載内容を確認し、請求の受付年月日及び受付番号を表示した書面（以下「請求書」という。）にその旨を記載するものとする。

## (2) 印鑑の証明書

電子情報処理組織を使用する方法によってする印鑑の証明書の交付の請求があった場合において、受取先登記所で証明書の交付をするときは、受取人が提出する提出書面の記載内容を確認するとともに、受取人が提示する印鑑カードの番号を確認し、請求書にその旨を記載するものとする。


## (3) 動産・債権譲渡登記の登記事項証明書

電子情報処理組織を使用する方法によってする動産・債権譲渡登記の登記事項証明書の交付の請求があった場合において、受取先登記所で証明書の交付をするときは、受取人が提出する提出書面の記載内容を確認するとともに、受取人が提示する受取人が本人であることを確認するに足りる法務大臣の定める書類（運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、健康保険証、国民年金手帳又はその他官公庁から発行され、若しくは給付された住所、氏名及び生年月日の記載のある写真付きの公的な書類であって、登記官において本人であることを確認するに足りる書類であるものをいう。以下「本人確認書類」という。）の内容を確認し、請求書にその旨を記載するものとする。この場合においては、受取人の了解を得て、当該本人確認書類の写しを作成した上、請求書に添付するものとし、受取人の了解を得ることができないときは、当該本人確認書類の種類、証明書番号その他の本人確認書類を特定することができる番号等の本人確認書類の主要な内容を請求書に記載するものとする。

## 2 受取先登記所を誤った場合の取扱い

申請人又はその代表者若しくは代理人（以下「申請人等」という。）が指定した受取先登記所以外の登記所では証明書を交付することができないことから、申請人等の指定に係る受取先登記所以外の登記所に受取人が交付を受けるために出頭した場合には、その登記所の職員は、当該受取人に対し、受取先登記所に相談するように助言するものとする。

なお、申請人等又は受取人から受取先登記所に対して証明書の送付の申出があった場合において、提出書面及び返信用の郵便切手が提出されたとき（印鑑の証明書の交付の請求のときにあつては、これに加え、印鑑カードの提示がされたとき）は、受取先登記所は、送付先の住所を確認した上で、これに応じて差し支えない。この場合においては、送付の申出があつた旨、当該申出に応じて証明書を送付した旨及び送付先の住所を請求書に記載するものとする。



### 3 提出書面を提出することができない場合の取扱い

受取人が証明書の交付を受けるために受取先登記所に出頭した場合において、提出書面の持参を失念したこと等により、受取人が提出書面を提出することができないときは、証明書の交付はしないものとする。ただし、当該受取人が提出書面を提出することができないことについてやむを得ない事情があると認める場合には、運転免許証その他公務員が作成した証明書により、その出頭した者と当該受取人が同一人であることを確認することができるときに限り、証明書を交付して差し支えない。

この場合においては、受取人の了解を得て、当該文書の写しを作成した上、請求書に添付するものとし、請求者の了解を得ることができないときは、文書の種類、証明書番号その他文書を特定することができる番号等の文書の主要な内容を請求書に記載するものとする。